

## 【国の怠慢 その2】

# PM 低減に不可欠な「低硫黄軽油」の早期供給への怠慢

自動車から排出される PM を除去する排出ガス浄化装置を、有効に機能させるためには、低硫黄軽油が不可欠です。

2005 年から厳しいディーゼル車排出ガス規制を計画していた EU が、低硫黄軽油の導入スケジュールを明確に示した 1998 年 12 月、日本の中央環境審議会答申では、低硫黄軽油導入の目標年次すら決められませんでした。

EU 各国では、低硫黄軽油に対する減税措置などの支援策を講じて、規制年次よりも早い、早期供給を実現してきましたが、日本はこうした措置もとっていません。

### 低硫黄軽油の導入目標年次も示せなかった国

EU は、すでに 1998（平成 10）年 12 月の段階で、「2005（平成 17）年 1 月 1 日からは、軽油中の硫黄分を 50ppm 以下にする」という明確な方針を決めていました。

これは、同じ 2005 年から実施予定の「ユーロ 4」と呼ばれる厳しいディーゼル車排出ガス規制をクリアするのに必要な排出ガス浄化装置を有効に機能させるためには、軽油中の硫黄分の削減が不可欠と判断していたからです。

これに対して、我が国では、EU が 50ppm 化を決めた同じ 1998（平成 10）年 12 月の中央環境審議会の答申において、当時の 500ppm という規制値に対して、

「(2007 (平成 19)年を目途とする) 新長期目標の達成に必要な燃料品質については、…… 一層の硫黄分低減について検討する。」

「平成 14 (2002)年度末を目途に、新長期目標の具体的な許容限度設定目標値、達成時期、必要な燃料品質対策等について改めて決定することが適当である。」

ということしか決められませんでした。いつの時点でどの程度の低硫黄化を行うのか、目標年次や低減レベルなどの具体的な方針を示すことができなかったのです。

その後、2000（平成 12）年 11 月、国の審議会は、50ppm の低硫黄軽油導入目標を 2004（平成 16）年末までとしました。しかし、当初、国がスケジュールなどを決めるだけの目途とした 2002（平成 14）年度末、すなわち、2003（平成 15）年 3 月末には、後述（成果 2）のとおり、都の要請を受けた石油連盟の自主的取組で、スケジュールを決めるどころか、全国の殆ど全ての石油スタンドで実際に低硫黄軽油の供給が始まったのですから、国のリーダーシップの欠如は、明らかです。

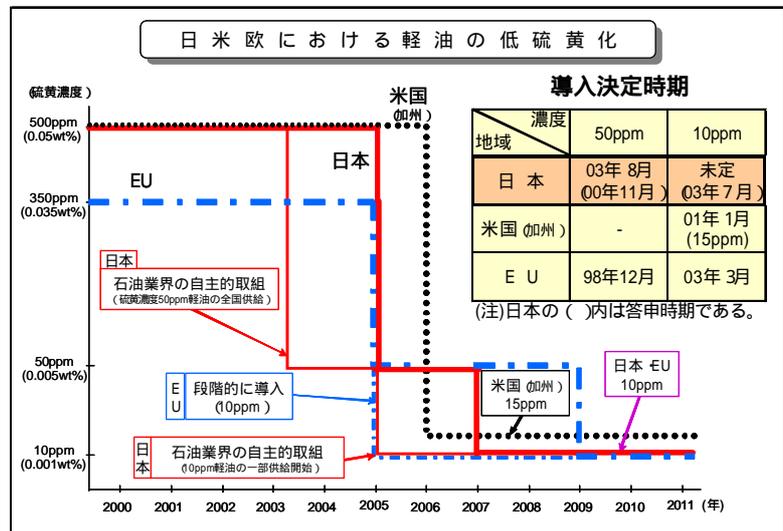
排出ガス規制の一層の強化のために、いち早く明確に低硫黄軽油供給のスケジュールを示した EU と、あいまいな方針しか示せなかった我が国政府の姿勢の対比は、あまりにも鮮明です。

## EU では、減税による促進プログラムも

更に EU 各国の中には、いち早く決めた 2005（平成 17）年という目標を、更に前倒しして実現するため、減税による早期供給促進プログラムを導入した国も少なくありません。

例えばイギリスです。イギリスでは、硫黄分 50ppm 以下の低硫黄軽油の導入促進のため、1998（平成 10）年から 1 リットル当たり約 5 円（3 ペンス）の減税を行う、という支援策を実施しました。この結果、既にイギリスで市販されている軽油のほとんどは、低硫黄軽油に切り替わっているのです。

減税措置による同様な支援策は、ドイツ、スウェーデン、フィンランド、スイス、ベルギー、オランダなどの国々でも導入されており、EU 全体の 2005（平成 17）年 1 月 1 日という期限よりはるか前に、低硫黄軽油が流通するようになっているのです。



## 超低硫黄軽油で、またも露呈した我が国政府の立ち後れ

EU は、2003（平成 15）年 3 月、50ppm 化の次のステップとして、10ppm 以下の超低硫黄軽油（サルファーフリー）を 2005（平成 17）年 1 月 1 日から供給を開始し、2009（平成 21）年 1 月 1 日には完全に供給するという新たな目標値を決めました。

50ppm 以下の低硫黄軽油の時と同様、イギリスでは超低硫黄軽油導入促進のために減税措置がとられることになっており、ドイツやスウェーデンでは、すでに超低硫黄軽油早期供給のための減税措置がとられ、市場の相当部分が 10ppm 以下の超低硫黄軽油に切り替わっています。

また、アメリカでは更に早く、2001（平成 13）年 1 月の時点で、2006（平成 18）年から 15ppm の超低硫黄軽油が供給されることが決められています。

これに対し、我が国では、排出ガスの更なる浄化のために、東京都などが国に対して超低硫黄軽油の早期導入の要求を行なったほか、2003（平成 15）年 4 月、石油連盟が 10ppm 以下の超低硫黄軽油についても、「2005（平成 17）年から部分供給、2007（平成 19）年には全面供給が可能である」という表明を行うなど、軽油の超低硫黄化に向けた動きが加速されてきました。さらに、5 月には都知事から国に対して、超低硫黄軽油の早期供給に向け、早急に必要な措置をとるよう求める質問状を出しました。

このような動きを受け、本年 7 月、ようやく国の審議会は、2007（平成 19）年から 10ppm 以下の超低硫黄軽油を供給するという欧米並みの目標について答申しました。

**我が国政府には、こうした民間の努力に対して、超低硫黄軽油が一日でも早く全国供給されるよう、必要な支援措置を早急に具体化することが求められているのです。**